

阪神・淡路大震災復興基金をしばる魔法の封印をとくために



復興支援館 (フェニックスプラザ) は復興基金事業の一つ。その前で市民法案の実現を求めた座り込みが行われていた。

阪神・淡路大震災復興基金という長い名前をもつ機関をご存じでしょうか?(めんどろなので「復興基金」と呼ぶことにします。)ご承知のように「被災者生活再建支援法」が今国会で成立しましたが、それにとまって復興基金がにわかに注目を集めています。というのも、「同法に相当する程度の行政措置」(＝見返り)が阪神・淡路大震災の被災者を対象に行われることになり、その財源を復興基金のからくりによってひねり出すということになったからです(注1)。

実は復興基金はすでに震災直後の1995年4月に設置されていました。となると「いったい、この3年間何をやってたのか?」というしごく当然の疑問がわいてきます。その答えをひとことではいえず、「魔法(＝個人補償はだめ)によって封印されていた力の一部が支援法の成立によって解き放たれた」ということとなります(注2)。けれども、これについては話しだすと長くなりますから、興味のある方は「公的補償を求める有志の会」のニュースなどを参照して下さい(注3)。

さて、基金を設置し、その財源で災害対策を行うという手法が初めて登場したのは、雲仙普賢岳噴火災害のときです。今回の阪神・淡路大震災同様、「個人補償はできない」という壁にぶつかった雲仙では、義援金の一部と公的資金を原資とする基金が自治体に設置され(注4)、その運用益と義援金部分の取り崩しを財源として、「行政措置の枠を一步踏み出した」支援を行うという方針の下に、各種の助成事業が実施されました。

大災害の被災地における支援策には、迅速さが求められます。また、被災地が大都市なると農村部なるとでは必要とされる支援が違ってくるし、ひとつの被災地の中でも、時間が経過するにつれて被災者の困り方は多様化するので、迅速に加え、柔軟な施策が行われることが重要です。大災害の被災地には、あらかじめマニュアル化しておけないニーズが数多く発生します。そういった個別のニーズに迅速に応えるために、国ではなく、被災者により近い被災自治体に基金を設置し、立法化などの手続を経ずして柔軟な支援策を実施できるようにするという手法が雲仙で生まれたわけです。

「復興基金」は、雲仙の基金にならう措置として設置されました。しかし残念ながら魔法の封印のた

めもあって、基金の位置づけは曖昧あいまいで、上述のような基金の特性はあまり活かされていません。もちろん、基金の原資に義援金が含まれていた雲仙の基金に比べれば、どうしても「復興基金」の場合は現金直接助成へのハードルは高いでしょうし、被災の規模からみても財源は十分ではありません。しかし、地震から3年半が経過しようという今、阪神・淡路大震災の被災地は、まさしく「ニーズの多様化」という状況に直面しています。今こそ「復興基金」の出番なのではないでしょうか?

現在「復興基金」では、個別ニーズに対応しているボランティア団体への助成や、兵庫県が国に財政措置を申し入れても受け入れられなかった民間賃貸住宅入居者への家賃補助など、基金本来のありかたからみて評価すべき事業も行われています。しかし一方で予算未消化の事業が発生しており、被災者のニーズとの mismatch が目立ちます。しかも、財源の使い道を決めるプロセスもオープンとはいえず、そもそも被災者のニーズを基金事業に反映させる仕組みは未整備の状態です。

ともあれ、復興基金にかけられた魔法の封印の一部は解かれました。被災地の現場に目を向ければ、「復興基金」で実施できる事業がもっとあるはず。また、今回の法案成立に伴う行政措置も、「復興基金」の事業として行われます。今回実現した内容は決して十分といえるものではありませんが、阪神・淡路大震災に対する事実上のそとから遡及部分である行政措置は、できる限り被災地の実状にあったものにしていく必要があります。私たちは今こそ、「復興基金」をしっかりとモニタリングし、被災者のニーズを反映した施策を実施する実のあるものに育てていかなければならないと思います。せつかく設置された基金を生かすか殺すか、被災地域の力量が問われています。復興基金という「眠れる森の美女」にかけられた魔法を完全に振り払うことができたとき、今度は災害対策基金の恒久制度化という課題が立ち現れてくるでしょう。

(了) いなむらかすみ
(稲村和美・公的補償を求める有志の会)

(注1)この基金は、兵庫県と神戸市からの200億円と国からの長期借入金を原資として設置されました。基本財産の9000億円を運用し、基本財産は取り崩さずに、その運用益を被災者支援政策の財源に充てるというものです。設置当初の基本財産は6000億円でしたが、「高齢者生活再建支援金」支給事業の実施が国に認められた際に、その財源として3000億円が積み増しされました。さらに、この度の法案成立に伴い、阪神・淡路大震災に対する行政措置の財源として、運用期間の延長が予定されているようです。

(注2)兵庫県は同法の成立以前に、生活再建支援金および被災中高年自立支援金の給付(復興基金事業)を国に認めさせており、これらが脱魔法化の第1歩でした。

(注3)「有志の会」事務局は復興センター内にあります。お問い合わせはTEL 0798(36)6679まで。

(注4)復興基金は財団法人ですから厳密には行政そのものではありません。しかし「官」なのか「民」なのかはっきりしないことがかえって被災地に有利に作用することもあります。

◆都市生活地域復興センター 1998年度活動方針(要旨)

98年度通常総会で決定された98年度の活動方針は右の通りです。詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

1. 生協都市生活の震災復興支援活動を引き続きサポートします。
2. 地域における参加型福祉の拠点としての機能を高めます。
3. 震災の経験を共有するために、全国の人々との交流活動をいっそう深めます。
4. 災害対策システムにおける公的な諸助成制度をより充実させるために制度研究と諸運動団体のサポートを続けます。
5. 情報発信の充実を図るため、必要な事業を行います。
6. 都市生活地域復興センターの財政基盤を強化するため、会員の拡大に努力します。また、同様の目的のため昨年度に引き続き出版事業等を行います。